

重要事項説明書（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント）

1. 当事業所の概要

事業所名	地域包括支援センター ふれあいの泉
所在地	神奈川県鎌倉市今泉 2-4-10
事業者指定番号	1402100059
管理者・連絡先	黒木 貴洋（0467-43-5977）
サービス提供地域	大船一丁目～大船六丁目（左記以外の大船を除く）、岩瀬、今泉、今泉台

2. 事業所の職員体制等

職種	人員	区分				職務内容
		常勤兼務	非常勤兼務	常勤専任	非常勤専任	
管理者	1	1			事業所の担当職員の管理及び業務の管理を一元的に行い、また担当職員に法令等の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	
保健師	2	2			介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたります。	
社会福祉士	3	3				
主任介護支援専門員	1	1				
事務員	1		1		介護保険請求含む事務処理等	

3. 営業日及び営業時間

月曜日から土曜日（日曜、年末年始の12月29日から1月3日を除く）

8時30分から17時00分まで（※時間外 転送電話対応あり）

4. サービス利用料及び利用者負担

区分	月額料金
介護予防支援費 及び 介護予防ケアマネジメント費	4,884円
初回加算 ※新規に計画を作成した場合	3,315円
委託連携加算 ※居宅支援事業所へ委託した場合際の開始月のみ	3,315円

※高齢者虐待防止措置未実施減算、業務継続計画未策定減算に該当する場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算することとなります。

※今後、介護予防支援等の「1カ月あたりの利用料金」は指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準の改正により変更となることがあります。

※介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、法定代理受領の場合に利用者の負担はありません。

5. 運営方針

- ①利用者が要支援状態になった場合においても、状態の軽減または悪化の防止に資するよう、利用者が可能な限りその居宅において、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように配慮したものとします。
- ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ③利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される介護予防サービス等が特定の事業者によって偏らないよう公平・中立に行います。
- ④事業を行うに当たっては、鎌倉市、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、指定特定相談支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域の様々な取り組みを行う者等との連携に努めます。
- ⑤利用者の人権擁護、虐待防止の指針整備、委員会、研修は担当者を定めて定期的に行います。
- ⑥サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに鎌倉市へ通報します。
- ⑦非常災害の発生時においてサービスの提供を継続的に実施する為、事業継続計画に基づき、職員へ計画周知、研修を年1回及び訓練を年1回実施、その内容を随時見直しします。又 感染症の予防・まん延防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催、職員への研修及び訓練を定期的に行います。

